

○豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に設置された排水槽等から発生する汚泥等の廃棄物処理の適正化を図るため、当該排水槽等の清掃等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 排水槽 建築物から排除される汚水又は雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- (4) 排水槽設備 排水槽に付帯する阻集器、配水管その他の設備をいう。
- (5) 汚水槽 排水槽のうち、汚水を貯留するための槽をいう。
- (6) 雑排水槽 排水槽のうち、雑排水を貯留するための槽をいう。
- (7) 合併槽 排水槽のうち、汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。
- (8) ビルピット 排水槽、汚水槽、雑排水槽、合併槽の総称をいう。

(設置届出等)

第3条 ビルピット（し尿を含むものに限る。以下、この条において同じ。）の管理者は、次の各号に掲げる内容を所定の様式により市長に提出するものとする。

- (1) ビルピットの使用を開始するとき ビルピット設置届（様式第1号）
- (2) ビルピットの管理者に変更があったとき ビルピット管理者変更届（様式第2号）
- (3) ビルピットの使用を廃止又は中止したとき ビルピット使用廃止・中止届（様式第3号）

2 前項の届出は、ビルピットの管理者から当該ビルピットの清掃等の委託を受けた事業者が、当該管理者に代わって行うことができる。

3 前項に規定する事業者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に基づく浄化槽清掃業の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業（ビルピット汚泥等（し尿を含むものに限る。））の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）とする。

(清掃届等)

第4条 ビルピット（し尿を含むものに限る。）の清掃を実施する者は、当該ビルピットの清掃を実施する7日前までにビルピット清掃届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条に規定する実績報告は、様式第5号とし、各月分ごとに、当該月の翌月15日までに提出するものとする。

(清掃の基準等)

第5条 ビルピットの清掃に当たっては空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）に従うとともに、次の各号に掲げる事項に基づき実施するものとする。

- (1) ビルピットの清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散防止、消毒等に配慮すること。
- (2) 阻集器で生じた油脂分が、ビルピットに流入しないよう措置を講ずること。
- (3) 清掃作業中の事故防止に留意すること。
- (4) 清掃に薬品を用いたときは、下水道施設等の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよ

う留意すること。

- (5) 前各号のほか、建築物における維持管理マニュアル（平成 20 年 1 月 25 日健衛発第 0125001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）第 4 章の排水槽の清掃の項の留意事項に配慮すること。

（汚泥等の処理）

第 6 条 ビルピットの清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、法に基づき、次により行うものとする。

- (1) 汚水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条の規定によること。
- (2) 雑排水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の付帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、法施行令第 6 条の規定によること。

2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

- (1) 前項第 1 号に定める廃棄物の処理は、許可業者に委託すること。
- (2) 前項第 2 号に定める廃棄物の処理は、法第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。この場合において、法第 12 条第 6 項の規定により、法施行令第 6 条の 2 に定める基準に従うこと。

3 第 1 項第 1 号に規定する廃棄物は、市長が指定する中間処理施設に搬入するものとする。

（遵守事項）

第 7 条 許可業者は、法、関係法令及び本要綱を遵守し、市の指示に従うものとする。

（雑則）

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要綱の実施の際現に使用されているビルピットの第 3 条第 1 項の届出については、同項第 1 号中「ビルピットの使用を開始するとき」とあるのは、「この要綱の実施日の際現にビルピットが使用されているとき」と読み替えるものとし、当該ビルピットの設置届は、第 4 条第 1 項に基づくビルピット清掃届の提出時に提出することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。

ビルピット設置届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住所

施設管理者 名前（法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前）

連絡先電話番号

住所

清掃業者 名前（法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前）

連絡先電話番号

豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱第3条の規定に基づき、ビルピットの設置を届出します。

設 置 年 月		年 月	
設 置 場 所		豊中市	
建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 用 途		☐ 住宅施設 ☐ 医療施設 ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ 学校関係 ☐ 作業所関係 ☐ その他（ ）	
ビルピットの 概 要	設 置 年 月 及 び 種 類	年 月	☐ 排水槽 ☐ 汚水槽 ☐ 合併槽
	容 量	汚水槽等 m ³	貯留槽 m ³
	設 備 等	油脂分の流入 ☐ 有 ☐ 無	揚水ポンプ台数 台
環 境 衛 生 技 術 管 理 者 (特定建築物の場合)		(名前)	(連絡先電話番号)

※設置場所の位置図を添付してください。

ビルピット管理者変更届

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

住所

施設管理者 名前（法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前）
又は清掃業者

連絡先電話番号

豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱第 3 条の規定に基づき、ビルピットの管理者の変更を届出します。

設 置 場 所	豊中市	
建 築 物 の 名 称		
管 理 者	変更後	変更前
	(住所)	(住所)
	(名前、法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前)	(名前、法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前)
	(連絡先電話番号)	(連絡先電話番号)
環境衛生技術管理者 (特定建築物の場合)	変更後	変更前
	(名前)	(名前)
変更 ☐ 有 ☐ 無	(連絡先電話番号)	(連絡先電話番号)
変 更 年 月 日	年 月 日	

※設置場所の位置図を添付してください。

ビルピット清掃届

(あて先) 豊 中 市 長

令和 年 月 日
整理番号 第 号

住 所
設置者又は
施設管理者 名 前
T E L

住 所
清 掃 業 者 名 前
T E L

豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により，下記のとおり清掃を実施しますので連署で届出します。

設 置 場 所	豊中市 丁目 番 号		
建 物 の 用 途	☐ 住宅 ☐ 医療施設 ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ 学校関係 ☐ 作業所関係 ☐ その他 ()		
建 物 の 名 称		使 用 人 員	世 帯 人
		事 業 所 数	事業所・店
槽の形式・規模	☐ 排 水 槽 ☐ 汚 水 槽 ☐ 合 併 槽		容量 m ³
清 掃 年 月 日	年 月 日	清 掃 料 金	円
使 用 車 両		引出予定汚泥量	kg

ビルピット清掃業務実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

許可業者

住 所

名 前

(法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前)

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 1 0 条の規定により、 年 月分の業務実績を、次のとおり報告します。

清 掃 件 数	件
処 理 汚 泥 量	kℓ
備 考	